



MIN-IREN 憲法 Café

vol.12 最終号
2017年9月発行

【民医連新聞発行所】全日本民主医療機関連合会 【発行人】岸本 啓介 〒113-8465 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター7F TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460 URL http://www.min-iren.gr.jp



憲法は未完のプロジェクト

平和・人権 民主主義の 理想に向かって

人の世には、多数決でも否定できない普遍的な価値があります。平和と人権です。それを確認し、一人ひとりの尊厳があらゆる分野で貫かれる社会を実現していく設計図であり水先案内人、それが憲法です。この私たちの宝を守りぬくことはもちろんですが、肝心なことはより良い暮らしや社会のために具体的に使い生かすことです。

国民の努力とたたかひの連続

格差と貧困の深刻化、社会保障制度の後退と自己責任の押しつけ、米軍の辺野古新基地建設、戦争法や共謀罪の強行、原発事故被害者への支援打ち切りや原発再稼働…。日本国憲法の平和、人権、民主主義の理想と正反対の現実に、ともすれば憲法は「現実離れしたきれいごと」のように見えるかもしれません。しかし憲法は絵に描いた餅ではありません。憲法ができて以来、現実を変え理想に近づけるために多くの人々が力をあわせてがんばってきたからこそ、それがさまざまな形で実を結んでいます。

この70年間、日本人が戦争によって一度も殺し殺されることなく、平和が守られてきました。すべての国民が保険証1枚でいつでもどこでも医療を受けられる国民皆保険制度が作られ維持されてきました。「健康で文化的な最低限度の生活」とは、人間らしく生きるに値する生活だという認識が、民医連も含む国民の社会保障運動によって広がってきました。女性、障がい者をはじめ、戦前はいろいろな差別に苦しんだ人々の権利の向上が着実に知られてきました。知る権利やプライバシー権、環境権など、憲法の条文には具体的に書かれていない新しい人権が、憲法の精神にそって発展・確立してきました。

日本国憲法の歴史は、その理念を実現しようとする国

民の真摯な努力と、それに背を向ける権力者などとのたたかひの連続でした。憲法は未完のプロジェクトです。先達の志を受け継ぎ、私たち自身のために、そして子や孫のために歩みを進めようではありませんか。

多様な個人の連帯・共同こそ憲法実現の力

いま私たちの住む地域には、貧困やくらしの困難によって個人の尊厳が奪われ、社会的援助を必要とする人々がたくさんいます。私たちが日々とりくむ「人権を尊重し、共同の営みとしての医療と介護・福祉」「連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」「権利としての社会保障の実現」(民医連綱領)などは、まさに憲法を生かす大事な実践です。

医療、介護に携わる私たちが見落としてならないのは、人々の健康問題の背景に、経済格差や教育格差などの社会的な問題があることです。その要因は、「海外で戦争する国」「大企業が世界で一番活躍する国」をめざす現在の政治にあります。すなわち、変えるべきは憲法でなく、憲法をないがしろにしている政治です。

日本国憲法がめざす社会の姿は、多様な個人一人ひとりが尊重され、それを基礎に、平和で民主的な社会のために協力しあうことです。しかもそれは日本だけでなく国

際的に「諸国民との協和による成果を確保」(前文)することです。

いろいろな考えの人々が対話し、共通の成果のために力をあわせる。「オール沖縄」のたたかひや、安倍政権のもとでの改憲反対、格差・貧困の是正などをかかげる市民と野党の共闘は、その貴重な経験です。この民主主義の力の発展こそ、政治を変え、憲法を生かす道ではないでしょうか。

— 民医連が目指す未来 —

無差別・平等の医療と福祉をめざす民医連が、綱領で、自らの社会的使命として宣言している次の内容の、かけがえのない意味を確認しましょう。「私たちは、この憲法の理念を高く掲げ、これまでの歩みをさらに発展させ、すべての人が等しく尊重される社会をめざします」。

そして綱領はその実現の方法について、「多くの個人・団体と手を結び」、「共同組織と力をあわせて活動」することを呼びかけています。

日本国憲法を守り生かそうとする多くの人々の営みと連帯・共同した運動がある限り、私たちの前には間違いなく、希望ある未来が拓かれていくことでしょう。

私が憲法を初めて意識したのはいつだったろうか。中学社会科授業での憲法は、知識、高校受験対策として「暗記」する対象でしかなかった。高校3年の時、共通一次テスト社会科2科目に、「日本史」「倫理・社会」を選んだ。社会科授業は試験がなく、自由テーマのレポート提出でよかったが、何を考えたのか「日米安保条約」にした。憲法9条を持つ平和主義の日本と、アメリカとの軍事同盟は両立するのかわ、自衛隊は軍隊ではないのかといった疑問がふつとふつとわき、安保条約や自衛隊保持に反対する世論と運動が在ったことも本で学んだ。「日本列島を不沈空母のように強力で防衛し」。中曾根康弘首相(当時)が初訪米した1983年1月、ワシントン・ポスト紙に語ったとされる発言報道は、私にとっても衝撃だった。憲法で言う平和主義と現実のこの矛盾は何なんだ、と憤りとも思える感情と共に、ロッキード事件の政治腐敗は、「大人社会」の普通の姿として眼前にあり、私をイライラさせた。そんな私にとって、1994年12月、大江健三郎氏のノーベル賞受賞記念講演「あいまい(アンビギュアス)な日本の私」は、闇の中で光が差し込むような感動を与えてくれた。「日本は、再出発のための憲法の核心に、不戦の誓いをおく必要があった」こと、「この不戦の誓いを日本国の憲法から取り外せば、(略)アジアと広島、長崎の犠牲者たちを裏切ることになる」こと、そして「旧憲法を支えた市民感情は、(略)リアルに生き続けている」こと。多大な犠牲のもとに到達したこの憲法を、ないがしろにし、不履行し、元に戻してしまおうという為政者が日本の戦後政治を司っていたことに気がついた。だからこそたたかうこと抜きに憲法は守れないし活かすことも出来ない。

高校生の息子に憲法の事を聞いても、立憲主義、三大原則などはすらすらと見える。しかし、社会科は暗記科目で、理系の自分の人生には関係ないとはつきり言い切る。私の当時と同じ、いや、むしろ一層「あいまいな日本」に住んでいるのだなと思う。

憲法を活かす社会は自然にはやっつこない。一人ひとりが大切にされる、憲法の思いを生活にしみこませるために、今こそ、学校・家庭・職場、あらゆる場面の主権者教育が必要とされている。

城北病院 柳沢 深志

現場から見える憲法

民医連は戦後、世界から戦禍をなくすこと、すべての個人の尊厳が大切にされる、そのために国に健康権・生存権を保障させることを使命として生まれ、活動してきました。まさに、日本国憲法と民医連は、理念的にも、歴史的にも、一体です。

日本国憲法前文は、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、…全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と宣言しています。なぜこのような表現がされたのか。それは、72年前の戦争がそれまでの戦争と性質が違つていたことにあります。軍隊と軍隊がぶつかつて勝敗が決まる戦争から、非戦闘員である国民を大量に巻き込み殺し、国ごと壊滅的な状態にしなれば終わらない戦争となつたからです。そこまでして得ることのできる「国益」など存在しません。そして、第二章・九条「戦争の放棄」においては、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記しました。これは、戦争しないために戦争する手段を持たないという論理です。

資料 「戦争する国づくり」にかかわる法整備

- 特定秘密保護法 (13年12月)
- 防衛計画の大綱 (13年12月)
- 国家安全保障会議 (NSC) の設置 (14年1月)
- 武器輸出三原則の撤廃 (14年4月)
- 集団的自衛権行使容認の閣議決定 (14年7月)
- 日米ガイドライン改定 (15年4月)
- 戦争法 (安保法制) 制定 (15年9月)
- 防衛装備庁発足 (15年10月)
- 盗聴法 (通信傍受法) 改定 (16年5月)
- 日米、日豪ACSA改定と日英ACSAの承認 (17年4月)
- 共謀罪 (テロ等準備罪) 法 (17年6月)

国の基本的なかたちを内外に示すのが憲法です。日本が憲法9条に、安保法制により海外で武力行使し得るようになった自衛隊を書き込めば、世界各國が「日本は再び海外で戦争をする国への道を歩みだした」と思うのは自然でしょう。海外で武力行使するための法律を次々と強行し、自衛隊の最高指揮官を務める安倍首相。そのもとで改憲をさせるわけにはいきません。民医連は、「安倍9条改憲」を絶対に阻止する覚悟です。

2010年に決定した民医連綱領は、すべての活動の拠り所を日本国憲法においています。すべての個人の尊厳を守る憲法、その実現のために、私たち民医連は「無差別平等の医療と福祉の実現をめざす組織です」と簡潔に自己規定しました。そして、個人の尊厳を守る医療と介護は人権を尊重した共同の営みでなければならず、ないし行動項目の第一に書き込みました。

必要十分な医療と介護は、誰一人置き去りにしない、人権として提供されるべきであり、提供者と患者・利用者の民主的な共同の営みとして実践されねばなりません。しかし、これは今日の日本においてまだ未完です。

Peace and Health for all.



全日本民主医療機関連合会 会長

藤末 衛

「憲法café」コラム担当をさせていただき、全国各地の民医連から35回もの講演の機会をいただきました。そのなかでたくさんの方の活動を発見し、学び、また、皆さんの活動や言葉にとても励まされました。本当にありがとうございます。改めて憲法caféを振り返って感じることは「日本国憲法の生命力」です。

国家よりも何よりも、『私たち国民一人ひとりが人間らしく生きること』を徹底的に大事にしているのが憲法の心臓部分。私たちの命・生活・権利と自由・幸福のために、一つひとつの条文があります。国家権力が暴走しないように手を縛る条文、国民が主役の政治を作る条文、二度と戦争で「個人」を破壊しないために徹底的に平和主義を誓っている9条。

この憲法が今もしっかりと私たちが毎日を支えているし、まだまだ憲法に追いついていない社会を変えるために、

民医連のみなさんの、毎日の医療活動や無料低額診療などに代表される命・健康を支える取り組みは、憲法25条の「健康で文化的な生活を営む」人々の権利を土台から支えています。さらに、憲法を活用して社会保障の制度の実現を勝ち取ったり、「戦争する国づくり」を許さないための活動をしたりなど、一人ひとりの尊厳が本当に大切にされる社会にするための民医連のみなさんの取り組みに触れることで、ますます日本国憲法こそ私たちの未来だということに確信を持つことができました。

各地の講演で驚いたのは、20代・30代の若い参加者がとても多いことです。

若い女医さんがこんな感想をくださいました。「まだ新人弁護士としての白神さんが弁護士として職業に誇りを持って活動していることに感動した。私も命を守る医療人としての誇りを持って憲法を守り生かす取り組みを、さらに頑張りたい」という内容で、とても嬉しかったです。

全国各地で出会う民医連の皆さんから、人間の命の根幹を支える職業としての誇りを感じました。みなさんの取り組みこそ、憲法を支え、さらにその内容を豊かにしています。

「憲法は未完のプロジェクト」であり、「未来への希望のバトン」です。職業の誇りをかけて、より豊かなものにして次の世代にバトンタッチしていきましょう！



弁護士 白神優理子の
憲法は希望 vol. 12

**憲法caféを
振り返って**
—民医連のみなさんへ—